

船中八策と二院制

総務委員会 専門員

しおみ まさゆき
塩見 政幸

大阪維新の会が発表した「船中八策」には、首相公選制の導入、参議院の廃止も視野に入れた抜本改革等の提言があり、大きな話題となっている。

ところで、坂本龍馬が1867年に夕顔丸の船中で作ったとされる元祖「船中八策」の中に「上下議政局ヲ設ケ、議員ヲ置キテ万機ヲ参賛セシメ、万機宜シク公議ニ決スベキ事」という項目がある。これは、二院制の議会を創設するというものであるが、龍馬は第二院をどう考えていたのだろうか。

「船中八策」が基となったとされる薩摩藩と土佐藩の「薩土盟約」の中に、「議事院上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ル迄、正義純粹ノ者ヲ撰挙シ、尚且諸侯モ自ラ其職掌ニ因テ、上院ノ任ニ充ツ」(坂野潤治『日本憲政史』(東京大学出版会)14ページ)という約定があるところから、上院(第二院)には各藩の藩主が充てられることを考えていたのだろうか。

「幕末から公議政体の思想がはぐくまれ、藩主らから構成される列侯会議などが盛んに提唱された。その代表的なものに坂本龍馬の「船中八策」がある」(国立国会図書館『議会議政治展示会目録』)、「幕末における「藩主会議」と「藩士会議」の二院制の流れを概観し…その中で土佐藩の役割を特筆大書する」(坂野・前掲書8ページ)等の文献の記述からも、上記のように考えるのが妥当であろうか。以上は、若干の文献から導いた筆者の推測と理解していただきたい。

次に、維新版「船中八策」は、参議院の改革案として、参議院議員と地方の首長の兼務を認め、国と地方の協議の場の発展的昇華を図るとしている。従来から、地方分権との関わりで第二院の在り方を考える見解はあった。例えば、地方分権推進委員会等の委員を務めた西尾勝氏は、国の立法過程に自治体関係者の意見を反映させるため、ドイツの連邦参事院、フランスの上院を参考にして、両院制を維持して参議院の議員の選挙制度を自治体関係者による間接選挙にする、あるいは、一院制にして、国会とは別に副次的な立法審査機関として自治体代表者から構成される地方自治保障院(仮称)を新設して、国会議事堂の中に「地方自治の砦」を築くべきとしている(西尾勝『地方分権改革』行政学叢書5(東京大学出版会)164ページ以下)。

昨年、「国と地方の協議の場」が法定化され、子どもに対する手当、社会保障・税一体改革等について活発に議論が行われており、国の立法過程に自治体関係者の意見を反映させることもある程度は実現されている。しかし、今後、例えば道州制が実現するなど地方分権が更に進めば、維新版「船中八策」と同様に、国会の第二院において地方の意見を反映する仕組みを創設すべきとする議論が起こることもあろう。外国の議会を見ても、国の形態、議員の選出方法等は様々であるが、第二院を地域代表としている国もある。

龍馬の時代と現代とでは、いろいろな制度は根本的に異なるが、地域の代表が第二院を構成するという点では、元祖と維新版「船中八策」は符合するのかもしれない。